

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和20年10月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、110円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月21日から同年10月17日まで

昭和17年6月25日から徴用工としてA社C工場に勤務した後、同社B工場に移り、工場に籍を残したまま20年1月5日にD隊に入隊した。終戦後、E県、F県の独身者は残って残務整理に当たり、同年10月15日に自宅に帰り、翌日工場に出向き、籍を抜いてもらった。厚生年金保険の加入記録は、17年6月25日から20年9月21日までとなっているが、同年10月17日までを被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F県G部H課が保存する申立人の兵籍から、申立人は、昭和20年1月5日に軍に徴集され、同年10月18日に召集解除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月25日に被保険者資格を取得し、20年9月21日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は軍に徴集されている期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は、召集解除されるまで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者として届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであるとすることが妥当である。

なお、申立人の資格喪失日は、申立人の供述から、申立人が実際に復員し、

A社B工場に籍を抜きに行った日の翌日の昭和20年10月17日とすることが妥当である。

また、昭和20年9月の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る労働者名簿の記録から、110円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日
平成15年12月26日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届について、同社の事業主が日本年金機構B事務センターに提出（平成22年3月12日受付）したので、厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与明細書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月26日

平成15年12月26日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届について、同社の事業主が日本年金機構B事務センターに提出（平成22年3月12日受付）したので、厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与明細書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年9月20日に、資格喪失日に係る記録を53年4月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月20日から53年4月8日まで

私は、B県C市にあったA社に正社員として勤務し、縫製の仕事をしていた。当時一緒に働いていた同僚には同社での厚生年金保険の加入記録があるが、私には無い。同社で雇用保険に加入していた記録があるので、同僚と同じように申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び業務内容に関する申立人の記憶から、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人と同時期にA社に勤務し、同様の業務に従事していた複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、その複数の同僚の雇用保険被保険者期間は厚生年金保険被保険者期間と一致しているところ、申立人には申立期間において雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において同様の業務に従事していた同僚の申立期間における標準報酬月額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から53年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から37年6月1日まで

B社を昭和35年7月23日に退職後、数日してA社に塗装工として入社した際、厚生年金保険被保険者証を会社に提出した。同社は36年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったが、B社で一緒に働いていて私より遅れて入社した同僚が同年5月1日から厚生年金保険に加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元役員及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年5月1日に在籍していた全従業員12人及び全役員6人は、同日から被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同様にB社から転職した同僚一人も同日に被保険者資格を取得している。

さらに、A社の複数の元役員は、「A社の事業を拡大するため、B社から申立人と同僚一人を引き抜いた。申立人は途中退職することなく、塗装工として勤務していた。同社の従業員は、全員正社員だった。」と証言している上、複数の元同僚は、「申立人は正社員だった。途中で退職していない。A社では、厚生年金保険は強制加入だった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における、B社で一緒に勤務し、申立人より遅れてA社に入社

した同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る正規の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和36年5月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から53年6月まで
時期は不明であるが、母親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれた。昭和51年5月の結婚を契機に、妻が国民年金に加入し、その後は夫婦で年金を納めていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親には、当時の状況を聴取することができないほか、申立人の妻に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした時期は不明としているところ、国民年金被保険者番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年4月ごろに払い出されており、同年3月21日が資格取得日であることから、申立人の加入手続はこのころに行われたものと考えられ、このことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、当時、申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から57年8月まで
会社を退職後、昭和43年2月にA社を共同で設立した際、子供が小さかったこともあり、保険の必要性を認識していたため、B市役所に出向いて加入手続を行った。その際、国民年金の手続も行ったと思う。保険料の納付については、妻が行っていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶も明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年2月ごろB市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、一緒に国民年金の加入手続を行ったはずとしているところ、オンライン記録では、基礎年金番号（厚生年金手帳記号番号と同じ）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、この当時、申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付は妻が行っていたとしているところ、申立人の妻も申立期間は未加入である上、聴取することができないため、当時の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から52年12月まで
時期は不明であるが、父親が国民年金の加入手続をして、町内の集金で保険料を納付してくれたと思う。両親が完納となっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も高齢のため証言することが困難であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、時期は不明であるが、父親が国民年金の加入手続をして、町内の集金で保険料を納付してくれたと思うとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人は現在所持している1冊の年金手帳(三制度共通。昭和49年以降に使用)以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上述の払出日から、昭和51年1月から52年12月までは過年度納付をすることが可能であるが、申立人には、まとめて納付した記憶は無く、定期的に納付していたとするのみである上、国民年金手帳を見たことが無いと述べているほか、申立人の居住する町内の集金人は過年度保険料の収納事務を行うことはできないなど、当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人同様に町内会で納付したとする隣人数名の名前を挙げているが、その隣人から、申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

平成8年3月末でA大学を退職後渡航が決まっていたが、離職票届出のため、ハローワークへ行き、同じ日にB区役所に国民年金の加入手続に出掛けた。その際、何か月分の保険料を納付したかよく覚えていない。帰国後、海外渡航していたため納付が遅れた旨を区役所窓口で説明し、未納分を納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月末でA大学を退職した後すぐに国民年金の加入手続をしたと述べているが、オンライン記録によると、任意加入被保険者として同年6月3日に資格取得されており、C市の被保険者名簿においても当該日に加入手続が行われたものと推認できる日付印が押されていることから、申立人の国民年金加入手続は、当該時期に行われたものと考えられる。

また、申立人の戸籍の附票を確認したところ、申立人は平成8年3月15日から9年8月28日までの期間、D国に転出していることから、当該期間は国民年金の任意加入被保険者となり、申立期間にさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人に対して申立期間の国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、C市の被保険者名簿の受付記録欄を確認したところ、平成8年6月3日の任意加入の際には「在外(D国)」と記載されており、9年8月29日の任意加入から強制加入への種別変更手続の際には「国外転入」と記載されているほか、備考欄には「協力者」として申立人の父親の名前が記載されており、行政側に不適切な事務処理があったとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付方法等当時の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないため、当時の状況が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年3月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から62年3月まで
② 昭和62年8月

平成3年3月に会社を退職後、同年4月に国民年金の切替手続のためA市役所へ出向いたところ、父親が厚生年金保険加入中も、私の国民年金保険料を納付し続けていたことが判明し、二重に加入していた期間については、還付を受けた。その結果、未納はあり得ない。当時のことを証明する資料として、平成3年度の国民健康保険税更正通知書を所持している。申立期間が、未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、平成3年4月に国民年金への切替手続のため、A市役所に出向いたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の同年7月ごろに払い出されており、同年4月及び5月分の国民年金保険料が同年7月25日に納付されていることから、申立人の国民年金加入手続はこの時期に行われたと考えられ、申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間については、時効により納付できない期間であるほか、婚姻前にA市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、当時のことを証明する資料として提示された平成3年度の国民健康保険税更正通知書において、平成3年10月8日付けで被保険者数が4名から3名に変更されていることが確認でき、これは申立人の実妹が会社勤めをした時期とほぼ同日であることから、その実妹が会社勤めにより国民健康保険から勤務先の健康保険に変更したことによるものと推認され、申立人の父親が申立

期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる資料とは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年3月まで
両親から何も聞いていないが、両親が私の国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれたと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、申立期間は申立人の両親が、婚姻後については申立人の義父母が行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市に転入した後の昭和47年6月ごろに夫婦共に払い出されていることから、同年4月の婚姻を契機に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 901 (事案 52 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から47年4月1日まで

私のA社の厚生年金保険被保険者記録は、昭和40年5月21日に資格喪失したことになるが、48年5月1日まで継続して勤務していた。働き方も変わっていないし、申立期間の間の44年に外注を含めた社員旅行の写真があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言等により、申立人が申立期間中、A社に勤務していた可能性は高いと考えられるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実について確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の申立期間の記録は確認できない上、同社は平成10年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、20年6月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等は提出しておらず、前回の決定に納得できないと主張するのみである。

したがって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 17 年 12 月 20 日まで

私は、平成 4 年 3 月 1 日から 17 年 12 月 20 日まで A 社に勤務していた。同社の営業部長として B 支店で営業活動をしていたが、当初は、親会社である C 社の D 事務所長もしていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間のうち、平成 4 年 3 月 1 日から 11 年 1 月 5 日までは C 社、同年 1 月 6 日から 17 年 12 月 20 日までは A 社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社は、「当時、A 社は C 社の子会社で、A 社の社員は C 社で厚生年金保険に加入させていた。申立人に再三再四、厚生年金手帳を提出するように要請したが、提出が無かったため資格取得届を提出することができず、給与から控除していた保険料は預り金となっていた。しばらくして、申立人が、預り金となっていた保険料を返してほしいと希望したため、担当者に指示して返金した。返金後は申立人に厚生年金保険に加入する意思が無いと判断し、給与から保険料は控除していない。」と回答している上、当時の担当者は、「申立人は入社時から厚生年金保険の加入に消極的だったと思う。社長の指示で預かっていた保険料を申立人に返金した。時期及び金額の詳細は覚えていないが、かなりの金額であったので、数回に分けて返金したことを覚えている。」と証言している。

また、A 社から提出された平成 15 年、16 年及び 17 年分の給与台帳により、雇用保険の保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人から提出された 11 年、12 年、16 年及び 17 年分の源泉徴収票の社会保険料額はおおむね雇用保険料額と一致している。

さらに、C 社が加入する E 健康保険組合には申立人の組合員記録は無く、資格取得届は社会保険事務所（当時）へ提出する届出書と一体となった複写式を使用していたと証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 903 (事案 207 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 15 日から 54 年 11 月 5 日まで
(A社、B社)
② 昭和 54 年 11 月 20 日から 59 年 12 月 10 日まで
(C社、D社、E社)

非あっせんの通知を頂いたが、A社は実在しないとかC社でも保険料を支払っていないとの記述があり、私の申立てのすべてを無視する内容の扱いがされている。

A社はF県方面にも会社があった。G県内の会社を昭和 49 年 12 月に解散した後は、同僚が個人経営として業務を続けた。

C社はF県H市にも会社があった。G県内の会社が昭和 56 年 2 月に破産した後は、同僚の個人経営となり業務を続けた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録によると、A社及びC社は、共に厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、申立人及び同僚役員は、在任中に他事業所の厚生年金保険又は国民年金に加入している。また、申立人は、C社では健康保険証の交付を受けていたと申し立てているが、申立人がI社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 46 年 8 月 16 日にJ市において国民健康保険に加入し現在に至っていること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において、F県内にあった類似社名の会社及びG県内の会社が法人活動を停止した後は、同僚役員が経営する事業所で勤務していたとして、再調査してほしいと申し立てている。

申立期間①について、申立人が勤務していたとするF県K市に所在するA社は、G県において申立人が代表取締役となっているA社とは事業目的も異なり、同社の商業登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名が無い上、同社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番で欠番は無い。

また、申立人はG県内に所在するA社の解散後は、同僚役員が個人経営するB社で勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認することができない。

申立期間②について、申立人は、F県H市にもC社があったとしているが、G県内に所在するC社の取締役として勤務をしながら、同時期にF県内に所在するC社において勤務することは困難であると考えられ、勤務の実態を推認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番で欠番は無い。

また、申立人はG県内に所在するC社が破産した後は、同僚役員が個人経営するD社又はE社で勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、両社はいずれも厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記の事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 8 日から 43 年 6 月 1 日まで

A社に昭和 43 年 6 月 1 日に再入社となっているが、42 年 10 月からのはずである。同年 7 月 14 日に運転免許を取ったので、B社を退社して、A社に入社したが、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者記録から、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月 21 日からA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立期間当時は採用後、雇用保険には速やかに加入手続をしたが、その後、数か月間は試用期間としたほか、一定期間に入社した者をまとめて、厚生年金保険の被保険者資格取得手続をしていたと思う。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社で申立人と同様に昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は 8 名おり、このうちの複数の同僚は、「入社後、数か月してから厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述しているところ、これらの同僚の厚生年金保険の資格取得日は、自身が記憶する入社日より後であることが確認できる。

これらのことから、A社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日はオンラインの記録どおりの昭和 43 年 6 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から同年5月1日まで
厚生年金保険記録において、A社で勤務していたと記録されている期間のうち、昭和27年4月末日までは、B社に勤務していた。しかし、B社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同社で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、C社として厚生年金保険の適用事業所となっており、当時の事業主が提出した賃金計算書及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の賃金計算書には、申立人が申立期間において厚生年金保険料が控除されている記載は無く、また、同僚は、「B社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その同僚についても、C社での厚生年金保険被保険者記録は無く、当該賃金計算書においても厚生年金保険料が控除されている記載は無い。

また、上記の賃金計算書によると、10名以上の従業員数があることが確認できるが、このうち、厚生年金保険の記録が確認できるのは5名であることから、当時、C社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所名簿に欠番は無く、申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年9月1日から10年4月30日までの期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から16年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から16年4月1日まで
平成9年9月から16年3月までの間、A社に勤務していたが、当時受けていた給与の明細と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、厚生年金保険被保険者記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成9年9月から10年4月の厚生年金保険標準報酬月額は、当初、59万円とされていたところ、53万円に訂正されている。

このことについて、A社は、訂正届等の関連資料は保存されていないが、当時の申立人の報酬月額に合わせた訂正処理であると思われると回答しているところ、申立人が所持する平成9年10月及び同年12月分の給与明細書から、申立人の報酬月額が53万円であることが確認できる。

このことから、申立人の当該期間における標準報酬月額は、53万円であると考えられる。

一方、申立人が所持する上記の給与明細書により、申立人は当該期間において、標準報酬月額が59万円の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額である53万円となる。

また、申立期間のうち、平成10年5月1日から16年4月1日までの期間について、申立人が所持する12年5月度から同年7月度まで及び同年10月度の給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、給与明細書を所持する月以外の当該期間においても、事業主はオンライン記録における標準報酬月額から算出される保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。

さらに、当該期間における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は、B健康保険組合に保存されている健康保険被保険者標準報酬改定通知書の標準報酬月額と一致しており、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
昭和 39 年春から A 医院に勤務し、62 年 10 月に退職した。勤務している途中で、勤務先と私とで保険料を半分ずつ負担するという話があったことを覚えている。同医院に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 医院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A 医院は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い上、当時の同僚は、「申立期間当時、A 医院は厚生年金保険に加入していなかった。途中から B 健康保険組合に加入し、健康保険証をもらった。」と供述しているところ、当該同僚も A 医院で勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、A 医院の後継医院である C 医院に照会したところ、申立期間当時の資料は残っておらず、申立てについては不明であると回答している。

さらに、申立人の A 医院における雇用保険の記録は無い上、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月16日まで
② 昭和20年10月5日から29年10月15日まで

昭和29年*月*日に長男を早産で出産したが、同月*日に死亡した。その後、A社からお悔やみとともに退職の話があり、同年10月14日をもって退職することになった。その時点で退職金をもらったが、その金額については記憶に無い。厚生年金保険の脱退手当金はその金額に含まれていたかどうかの説明が無かったし、定かではない。退職後46年まで厚生年金保険には加入していなかったため、その間に掛金が清算されたことは全く知らなかった。もちろんその時期に受領した記憶も無い。今回調べてもらった結果、初めて脱退手当金が32年4月13日に支給されていることを知ったので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、申立期間の事業所を退職後、昭和46年5月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月25日から20年8月15日まで
昭和21年8月24日に脱退手当金が支給済みとなっているが、20年8月の終戦と同時に従業員の大半が軍関係の工場のために退職し、引き続いて整理作業及び雑用等の作業に約1年間勤務したものの、給料も遅配が続き（不支給の月もあったと記憶している。）、21年（転職日不明）に町内のA事業所（B社長）に入社し約2年間在職したが、事業所での事故の時に退職した。このような状況であり脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和21年8月24日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 4 日から 37 年 3 月 30 日まで
私は、A社に入社し、B町にあったC商店へ酒類を運搬する仕事を行っていた。当時、同社で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間において複数の同僚に厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、A社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人より先に入社したと供述している同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 36 年であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 6 月 1 日まで
平成 2 年 11 月から A 社（現在は、B 社）に勤務したのに、同社の厚生年金保険の資格取得日が 3 年 6 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社から提出された労働者名簿により、申立人は平成 2 年 11 月 19 日から A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社から提出された労働者名簿には、申立人の健康保険資格取得日は平成 3 年 6 月 1 日と記載されている上、同社は、「当時は運転手の出入りが激しかったので、研修期間として 3 か月から 6 か月間は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人と同時期に入社したとする同僚のオンライン記録は、申立人が雇用保険を取得した平成 2 年 11 月 19 日より後の同年 12 月 10 日になっていることが確認できる。

これらのことから、A 社では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B 社は、当時の賃金台帳等の関係資料を保存していないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。